

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人九州文化学園
②設置大学名称	長崎国際大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	ga-s@niu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 26 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www1.niu.ac.jp/about/governance-code.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守 状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、建学の理念、教育の目標、モットー等を「学生便覧」、「履修の手引」及び大学ホームページに掲載し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 ＜掲載先＞ https://www1.niu.ac.jp/about/philosophy/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	建学の精神、建学の理念及び教育の目標を反映させて、3つのポリシーを策定し、学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明示している。また、学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価の結果をもとに改善・改革を行い、内部質保証の実現に努めている。 ＜掲載先＞ https://www1.niu.ac.jp/about/policy/
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及び「長崎国際大学学則」第8条第5項に、学長は、理事長の命を受け大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項及び「長崎国際大学学則」第8条第6項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条及び「長崎国際大学学則」第8条第7項、「長崎国際大学大学院学則」第8条第1項に、学部長及び研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、それぞれの権限と役割を明確化している。また、教授会は、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	実効性のある中期計画を策定し、教育研究活動等について組織的かつ効果的な管理・運営を行うため、教職員が適切に分担し、協力・連携を図っている。また、各全学委員会、教員、事務局長又は事務局次長、事務所管の責任者で構成されており、教職協働体制を確保している。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	毎年度、SD・FDの基本方針及びSD・FDの実施計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画の策定に際しては、理事長示達が発出され、「学校法人九州文化学園中期計画策定要領」に策定方針等を明示し、共有している。現行の中期計画(令和3年度～令和7年度)では、建学の精神・理念に基づく人財養成や成長・発展のための教育改革、グローバル化・ICT化の推進、ブランド力の向上、財政基盤の安定化等の6つの戦略を柱に具体性のある計画を策定している。次期中期計画(令和8年度～令和12年度)については、今年度10月に受審する機関別認証評価の受審結果を踏まえて策定し、令和8年3月の理事会での成案を予定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画実現のために、各年次の「事業計画書」及び「事業報告書」並びに「中期計画進捗状況管理・評価表」により進捗管理を行っている。各内容は、運営会議等で審議し、中期計画の進捗状況等を把握するとともに、必要に応じて計画の修正を行っている。なお、「中期計画」、「事業計画書」及び「事業報告書」は、全教職員に周知するとともに、学校法人九州文化学園ホームページで公表している。 <掲載先> https://kyubun.ed.jp/data/

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、教育の目標に掲げる「地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」に努めている。また、社会人入試や大学院における昼夜開講制の導入、公開講座や履修証明プログラムの実施等、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。

実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携センター・地域連携室を中心に、佐世保市をはじめ地域産業界や行政と連携した地域貢献事業を展開している。さらに、「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業」の会長大学として、地域の課題解決に努め、産学官が連携して地域社会の発展に貢献している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	「国際交流・留学生支援センター」及び「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター」を設け、多様な背景を持つ学生に対する全学的な支援体制を整備している。また、男女共同参画の推進を図るため、「男女共同参画推進委員会」を設けている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員等への女性登用に配慮し、理事 1 人（総数 7 人）、評議員 3 人（総数 8 人）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人九州文化学園寄附行為」に、理事の選任にあたっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守する旨を定めている。法人の適正な運営及び教育理念の実現を図ることを目的に「学校法人九州文化学園理事長及び理事の選任基準」を定め、理事長及び理事の選任基準や選任手続きを定め理事の人材確保方針を明確にしている。理事の選任は、理事会において候補者を推薦し、理事選任機関の決議を経て、理事長が任命している。理事選任機関の運営については「学校法人九州文化学園理事選任機関運営規定」を定め選任過程の透明性を確保している。理事長については、理事長の選任基準に基づき、理事会の決議によって選定している。

実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	適切な理事会の運営を行うため、「学校法人九州文化学園寄附行為」及び「学校法人九州文化学園理事会規則」に、理事会の役割、権限及び体制を定め透明性を確保している。また、同寄附行為及び同規則において、理事会の決議事項のうち、あらかじめ評議員会の意見を聴取する事項、並びに評議員会の決議を必要とする事項を定め、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事は、各種私学団体が主催する会議、研修、意見交換等に参加し、理事の責務の理解に努めている。また、理事会等の機会を利用して、理事間で、私学の現状や経営に関わる事項などの情報を共有している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」に定めるとともに、法人の適正な運営及び財務・業務の監査機能を確保することを目的に「学校法人九州文化学園における監事の選任基準」を定め、選任基準を明確化し、評議員会の決議によって選任しており選任過程の透明性を確保している。会計監査人の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」において、評議員会の決議によって選任し選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、「学校法人九州文化学園監事監査規則」に基づき、毎会計年度の初めに監査の実施に関する計画を作成している。また、会計監査人及び内部監査室等と連携した三様監査を実施し、監事機能の強化を図っている。さらに、「学校法人九州文化学園監事会内規」に基づく監事会により、監事間での情報共有や意見交換を行っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省 Web サイトの監事研修会コンテンツ動画や資料を活用し情報提供を行っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」「学校法人九州文化学園評議員選任・解任規定」を定めるとともに、評議員の選任に関する基準を定め、法人の適正な運営および教育理念の維持・発展を図ることを目的に「学校法人九州文化学園における評議員の選任基準」に定め、選任方法や属性・構成割合について明確にしている。選任過程について、評議員会または理事会の決議によって選任し透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人九州文化学園寄附行為」に評議員会の運営及び職務等を定め、理事会の決議事項のうち、あらかじめ評議員会の意見を聴取する事項、並びに評議員会の決議を必要とする事項を規定し、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員の役割等について理解を深める目的で研修を行っている。また、評議員会等の機会を利用して、私学の現状、経営に関わる事項などの情報を共有している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人九州文化学園危機管理マニュアル」及び「学校法人九州文化学園危機管理規則」等に基づき、学園において発生する危機に迅速かつ的確に対応できるようにしている。また、本学においては、「長崎国際大学危機管理基本マニュアル」及び「長崎国際大学危機管理規程」等を策定し、危機の未然防止に努めるとともに、危機発生時における教育研究活動の継続又は速やかな再開に対応できる体制を整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人九州文化学園寄附行為」において、教育基本法・学校教育法に関する法律等に従い、学校教育を行うことを定めている。また、「学校法人九州文化学園就業規則」及び「長崎国際大学就業規則」において、教職員は公共的使命を認識し、諸規定を遵守し、自己の職責を全うすることを定めている。さらに、「学校法人九州文化学園行動規範」に

	より組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範をより明確にして、周知・共有している。また、公益通報については、「学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則」「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」及び「公益通報者の保護に係る通報のフロー図」を整備し、適切に運用している。
--	--

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学園の公共性や社会的責任を明確にし、公正かつ透明性の高い運営を実現するため、「学校法人九州文化学園情報公開規則」に基づき、ホームページ等を通じて情報公開を行っている。また、規定する公開情報以外の情報についても必要に応じて公開に努めることとしている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開にあたっては、「学校法人九州文化学園ホームページ」「長崎国際大学ホームページ」だけでなく、「大学ポートレート」や「大学案内」等を活用し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明